

# 埼玉県浄化槽相談員設置要綱

## (趣旨)

第1条 環境部の所掌する浄化槽に関する業務を円滑に処理するため、環境管理事務所に浄化槽相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 前項の相談員の設置に関しては、非常勤職員取扱要綱（昭和50年4月1日）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (職務)

第2条 相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第47号。）第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査において、改善を要するとされた浄化槽に係る管理者等に対する指導・助言に関すること。
- (2) 浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届の手続きについての指導・助言に関すること。
- (3) 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号。以下「条例」という。）に基づく登録の申請等の手続きについての指導・助言に関すること。
- (4) 浄化槽管理者からの浄化槽の維持管理・施工についての相談に関すること。
- (5) 合併処理浄化槽の普及・啓発に関すること。
- (6) 浄化槽法第57条の規定に基づく指定検査機関との連絡調整に関すること。
- (7) 浄化槽法及び浄化槽に係る関係法令の周知徹底に関すること。
- (8) その他、浄化槽の適正な維持管理、施工に係る管理者等に対する啓発に関すること。

## (資格等)

第3条 相談員は、次の資格又は経験を有するか又はそれに準ずるとして知事が認める者とする。

- (1) 環境衛生指導員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条に基づく同法施行規則第16条の各項の規定に該当する者
- (2) 浄化槽法第53条第2項の規定に基づく職員又は職員であった者

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項に基づく職員又は職員であった者

(4) 条例第14条第2項に基づく職員又は職員であった者

(委嘱、任期等)

第4条 相談員は、第3条の各項に該当する者のうち知事が委嘱する。

2 相談員の任期は1年度以内とする。ただし、知事は、業務の必要に応じ更新できるものとする。

3 勤務する環境管理事務所は、知事が別に定めるものとする。

(勤務日等)

第5条 相談員は、前条の規定に基づき環境管理事務所に勤務し、当該環境管理事務所長（以下「所属長」という。）の指導監督を受ける。

2 相談員の勤務時間は、原則として1週5日29時間とし、勤務時間等については、次のとおりとする。

ただし、所属長が業務運営上必要と認める場合には、1週29時間の範囲内で勤務する日、勤務時間等を変更することができる。

勤務する日	勤務時間	休憩時間
月曜日から 金曜日まで	①午前9時から 午後3時45分まで ②午前9時から 午後4時まで ※ 週のうち4日を①、1日を②とする。 (割り振りは所属長が指定する)	午後零時から 午後1時まで

3 休憩時間は、勤務時間に含まれず、これに対し報酬を支弁しない。

4 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）とする。ただし、所属長が業務運営上必要と認める場合には、勤務の割り振りを変更することができる。

- 5 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）は、休日とする。ただし、所属長が業務運営上必要と認める場合には、勤務の割り振りを変更することができる。
- 6 相談員が、所定の勤務日又は勤務時間を勤務しないときは、欠勤とする。
- 7 相談員は、欠勤しようとするときは、予め所属長に所定の手続きをとるものとする。

（報酬）

第6条 報酬は、月額とし、知事が定める。報酬の支給方法等については、給料等の支給に関する規則（昭和40年4月8日人事委員会規則）に準じて行うものとする。

（服務）

第7条 相談員は、常に職務を行うにあたり必要な知識の習得につとめ、職務の遂行にあたっては、職務上知り得た他人の身上その他の秘密を守るとともに、公平な立場を保持しなければならない。また、関係者から職務に関連して、報酬その他の利益を受けてはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 元年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。